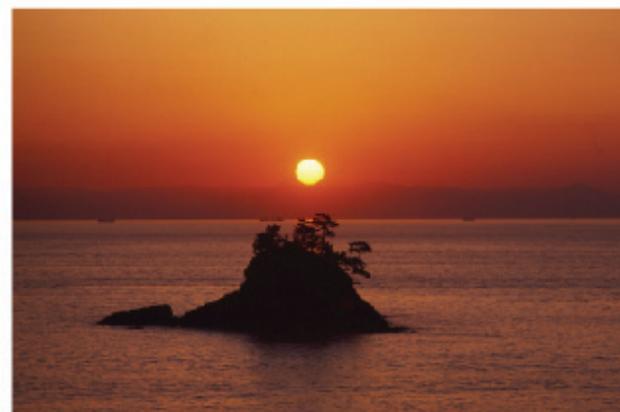




# 南知多町都市計画 マスタープラン 2021▶2030 概要版



2021年3月  
南知多町



# 目次

## 1 都市計画マスタープランの概要

### ●全体構想

## 2 将来都市像、人口フレーム

## 3 将来都市構造

### ●分野別都市づくり

## 4～5 土地利用方針

## 6～7 市街地整備方針、都市施設整備方針、環境・景観方針、都市防災方針

### ●地域別構想

## 8 内海・山海地域、豊浜・豊丘地域

## 9 大井・片名・師崎地域、篠島・日間賀島地域

## 10 計画の推進方策

## 11 策定の経緯

# 都市計画マスタープランの概要

## 改定の背景と目的

- 現行の「南知多町都市計画マスタープラン」は、将来像の実現を目指すまちづくりの方針について、行政と住民の協働により、平成 22 年度を基準年次として定められました。
- 計画基準年次（策定年次）の平成 22 年から約 10 年が経過し、全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、社会経済情勢は大きく変化しつつあります。南知多町においても社会情勢の変化に対応するため、策定から 10 年が経過した「南知多町都市計画マスタープラン」について改定を行います。

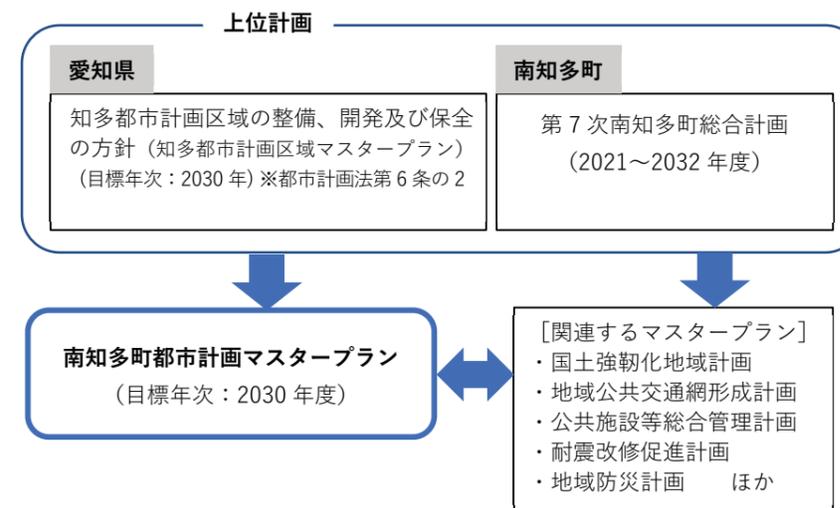
### 【主な社会情勢の変化】

- ◆ 進行する急激な人口減少、少子高齢化への対応
- ◆ 南海トラフ巨大地震や大型台風、豪雨災害等、大規模災害への対応
- ◆ 町内の経済、産業の停滞による地域活力の低下
- ◆ 自然環境の保全および配慮

## 都市計画マスタープランの位置づけ

- 本計画は、図に示す県や町の上位計画に即するとともに、本町における各種関連計画と整合・連携を図りながら策定しています。
- また、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導し、コンパクトなまちの形成も見据えた計画とします。

【法体系における都市計画マスタープランの位置づけ】



## 都市計画マスタープランの役割

- 実現すべき具体的な都市の将来像、町が定める都市計画の方針を示します。
- 土地利用、都市施設（道路、公園等）の配置など、個々の都市計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりを進めます。
- 都市づくりの課題や方針について町民の理解を深め、都市計画の決定・実現を円滑に進めます。
- 都市づくりの目標を町民と共有することで、まちづくりに町民が参加する機会を促します。

## 計画期間

- 計画策定から 10 年後の 2030 年度とします。

基準年次：2021 年度  
目標年次：2030 年度

## 計画の対象区域

- 都市計画マスタープラン策定の対象区域は、島しょ部を含む南知多町全域（3,837ha）とします。



## 将来都市像

- 総合計画と歩みを揃え、都市づくりの面から町の将来像の実現を目指していくため、都市づくりの理念を「暮らし続けられるまちを"あなた"とつくる」とします。
- また、将来都市像は、総合計画が示す「南知多町の目指すべき方向性」を都市づくりの面から捉え直し、「豊かな自然と共生し、地域の資源を活かし、安心して持続可能なまちづくり」とします。
- 将来都市像を実現するために3つの目標をつくり、分野別方針への展開を図ります。

### 第7次南知多町総合計画

【理念】暮らし続けられるまちを"あなた"とつくる

地域で育むひとづくり

地元をにぎわすしごとづくり

安心できるまちづくり

行財政マネジメント

豊かな自然と共生し、地域の資源を活かし、安心して持続可能なまちづくり

【目標1】豊かな自然と共生するまちづくり

【目標2】地域資源を活かしたまちづくり

【目標3】安心して持続可能なまちづくり

土地利用の方針

市街地整備の方針

都市施設の方針

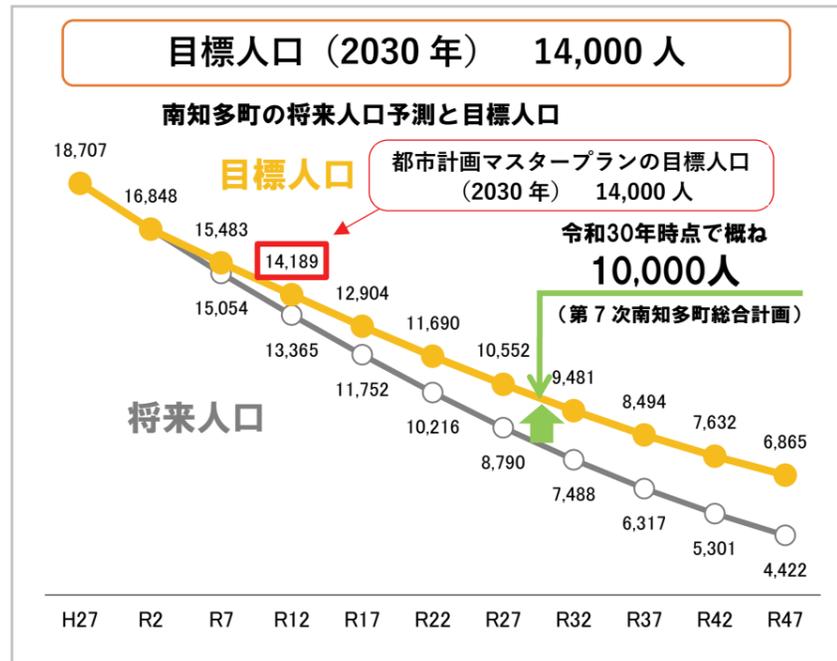
環境・景観の方針

都市防災の方針

分野別方針へ展開

## 将来人口フレーム

- 本町の都市計画マスタープランでは、2032年度を目標年次とする「第7次南知多町総合計画」の目標人口に準拠し、本計画の人口フレームを右のように設定します。



## 将来都市構造

- 都市づくりの目標を達成するために、都市の骨格である「拠点」、「ゾーン」および「軸」で構成する「将来都市構造」を定めます。

### 都市拠点

自然環境と共生しながら持続可能なまちづくりを実現するために、産業、交通、都市施設など都市機能が集約するエリアを拠点として位置づけ、コンパクトでバランスのとれた都市構造の形成を図ります。

### 土地利用ゾーニング

都市づくりを進める上で、土地利用ゾーニングを設定し、基本的な方向性を示すもので、秩序ある良好なまちづくりを目指します。

### 都市軸

町内外を結ぶ道路や鉄道、島しょ部を結ぶ海上交通を、人々の交流や円滑な移動、地域の経済活動を支える軸として捉え、持続的なまちを支えるものとして位置付けます。



# 分野別都市づくり／土地利用方針

## 分野別都市づくりの方針

- 都市の将来像を実現するため、個別分野における取組みを「都市づくりの方針」として示します。
- 「都市づくりの方針」は、土地利用、市街地整備、都市施設、環境・景観、都市防災の5つで構成し、「都市づくりの目標」と右のように関係づけられています。

都市づくりの目標	【目標1】豊かな自然と共生するまちづくり	【目標2】地域資源を活かしたまちづくり	【目標3】安心して持続可能なまちづくり
都市づくりの方針			
土地利用	◎	◎	◎
市街地整備			◎
都市施設	◎	◎	◎
環境・景観	◎		
都市防災			◎

【目標1】豊かな自然と共生するまちづくり

【目標2】地域資源を活かしたまちづくり

【目標3】安心して持続可能なまちづくり

## 土地利用の方針

▶本町は、海や緑など豊かな自然に囲まれた地域であり、観光や産業の資源として共生していくためにも、自然環境の保全に努めます。

市街地においては、人口減少により空き家や空き地が増加していますが、いくつもの漁港を中心にまちがコンパクトにつくられてきた歴史を活かし、現在の市街地で暮らし続けられるよう環境を整えます。都市型の土地利用としては、市街地内の低・未利用地の有効活用を検討するほか、効果的な産業誘致や幹線道路の沿道利用を誘導します。また、市街地外における優良農地および樹林地は、観光資源や自然的景観形成の要素になっており、適切な維持管理による保全に努めます。

▶商業系の土地利用は、既存商業地における駐車場の確保・整備等により、買い物客の利便性の向上を図り、魅力ある商業環境の形成を誘導します。工業系の土地利用は、住宅地と混在している水産加工業等について集約化を誘導し、団地形式の工業地は、操業環境を維持、老朽化に伴う移転先の確保を検討します。

▶市街地における住居系の土地利用は、町民や移住者の安全・安心して快適な居住環境として、道路や公園等、都市施設の適切な整備、維持管理に努めます。また、津波や土砂災害による被害を防ぐため、危険性がより低い区域へ住宅や工場を誘導する方策等を検討します。

## 土地利用・誘導地区区分

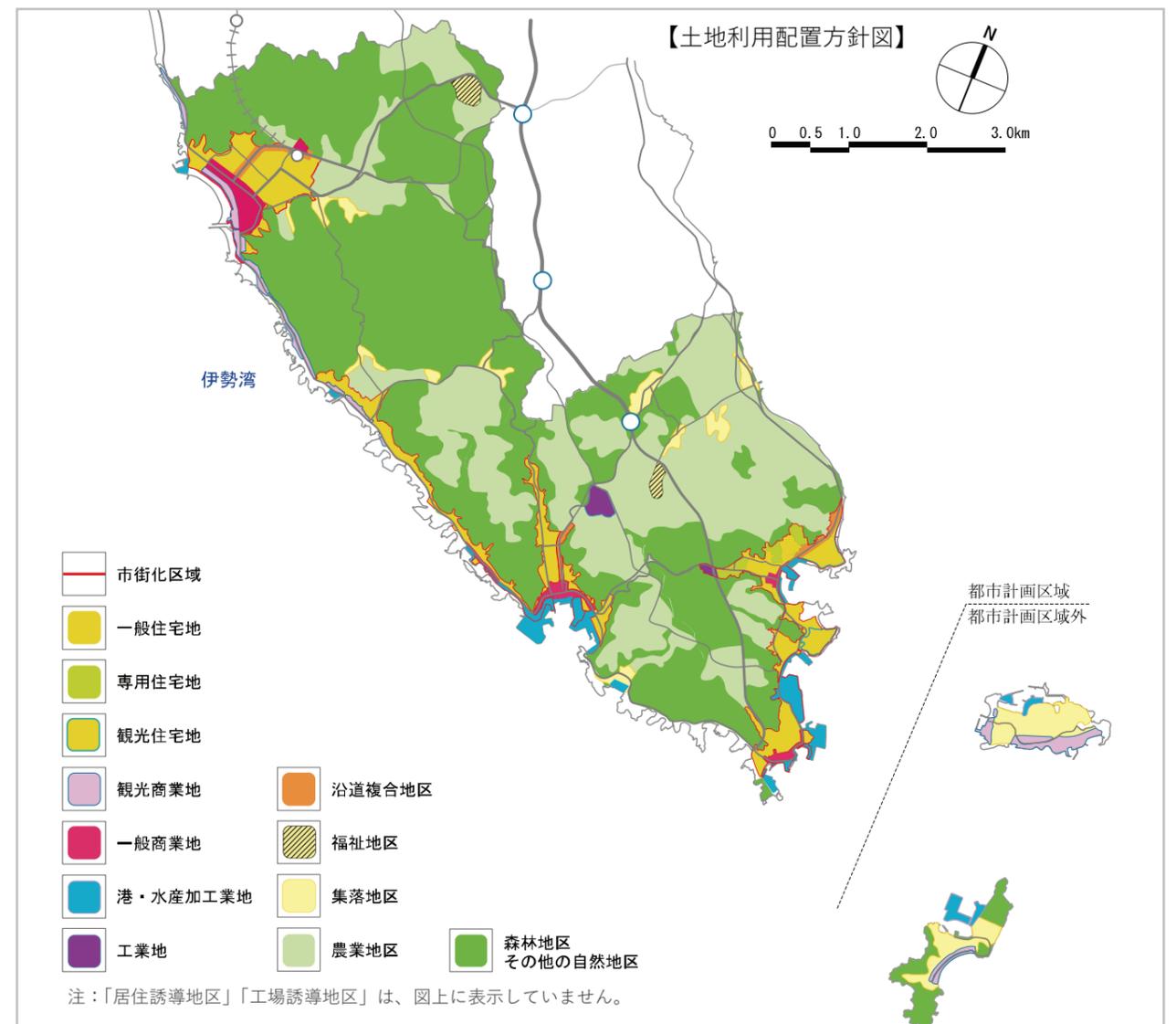
- 本町の豊かな自然環境を保全しつつ、良好な住環境の形成と観光や産業の振興、良好な農地の保全と利用促進を図れるように、12の土地利用区分と2つの誘導地区を設定します。

### 【誘導地区区分】

誘導地区区分	イメージ
居住誘導地区	津波や土砂災害による被害を防ぐため、津波や土砂崩れ等、災害時の危険性が高い区域から住宅の移転を誘導する地区
工場誘導地区	住居地内の住宅・工場の混在解消や、津波や土砂崩れ等、災害時の危険性が高い区域から工場を誘導する地区

## 【土地利用区分】

土地利用区分		土地利用イメージ	
市街地	住宅地	一般住宅地：住宅を中心とするが、一般店舗や民宿等の宿泊施設の立地も許容する地区 専用住宅地：戸建住宅を中心に誘導する地区 観光住宅地：週末滞在型の住宅等を中心に、海洋リゾート空間としての地区	
	商業地	観光商業地：宿泊施設やレジャー施設、観光客向けの店舗等を中心に誘導する地区 一般商業地：商業・業務施設を中心に誘導する地区	
	工業地	港・水産加工業地：港及び港と関連する機能の利用増進を図り、水産加工業等の工場や漁業関連施設を中心に誘導する地区 工業地：その他の工業施設や流通業務施設を中心に誘導する地区	
	沿道複合地区		幹線道路沿いで、商業系や工業系の沿道立地型施設を中心に誘導する地区
	市街地外	福祉地区	既存の特別養護老人ホーム等の保全を図るほか、福祉施設等の整備を検討する地区
		集落地区	市街地外の農村集落や漁村集落の保全整備を図る地区
農業地区		農業の振興と農地の利用促進および保全を図る地区	
森林地区		森林の保全を図る地区	



## 【目標3】安心して持続可能なまちづくり

## 市街地整備の方針

人口減少が避けられない中においても将来に向けた持続可能性を確保するために、現在の市街化区域を維持することを基本とし、密度が低下した市街地の環境改善と安全性に配慮した市街地整備を進めます。既成市街地内では、幅員の狭い生活道路に沿って密集した市街地を形成しており、地区計画等の手法による狭い道路の整備や低・未利用地を活用して空間を創出、防災性の向上を図ります。また、南海トラフ地震などの大規模地震の発生が想定されており、住宅や公共建物の耐震化を進め、安全で安心な住み続けられる都市空間を形成します。

## 【目標1】豊かな自然と共生するまちづくり

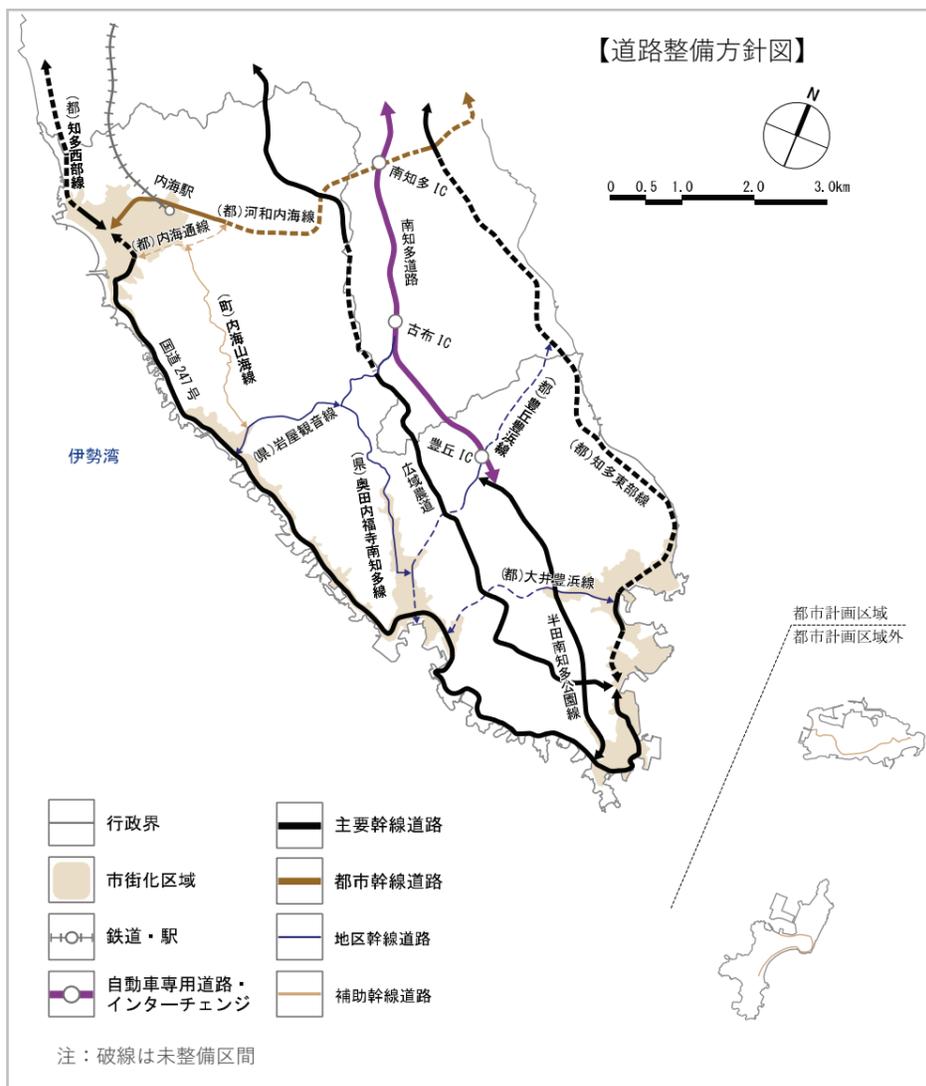
## 【目標2】地域資源を活かしたまちづくり

## 【目標3】安心して持続可能なまちづくり

## 都市施設整備の方針

### 【交通施設】

名古屋都市圏や知多半島諸都市、町内地域間の円滑な移動を図るため、南知多道路の機能維持や国道247号をはじめとする幹線道路のほか都市計画道路の整備を促進します。また、公共交通である鉄道、バス、海上交通の連携を強化し、町民やインバウンド、観光レジャー客の利便性向上による利用促進を図ります。



### 【公園・緑地等】

公園・緑地に求められる機能は、憩い、潤い、散策、運動等多様な役割がありますが、南海トラフ地震などの発生が想定されている現在、避難場所、緊急活動拠点等災害時の機能も確保できるように維持管理を行います。また、公園内の施設については、定期的な点検・診断を中心として、適切な維持管理を行います。

### 【河川・ため池・下水道】

本町の河川は、地形的な条件から中小規模のものが多く、近年多発している大型台風や豪雨災害に対する治水安全性を確保するために河川改修を進めていきます。ため池については、地震防災対策としての堤体等の改修整備をはじめ、多面的機能の観点等による適切な維持管理に努めます。下水道については、合併処理浄化槽への転換を促進します。

### 【その他公共施設等】

今後、さらに進む人口減少・少子高齢社会に向けて、町の「公共施設等総合管理計画」に基づき施設の適正配置、統廃合・複合化や老朽化対策、維持管理を進めます。また、施設の必要性、費用対効果、維持管理コスト等を考慮し、民間活力導入を検討しながら、計画的に施設整備を進めます。

## 【目標1】豊かな自然と共生するまちづくり

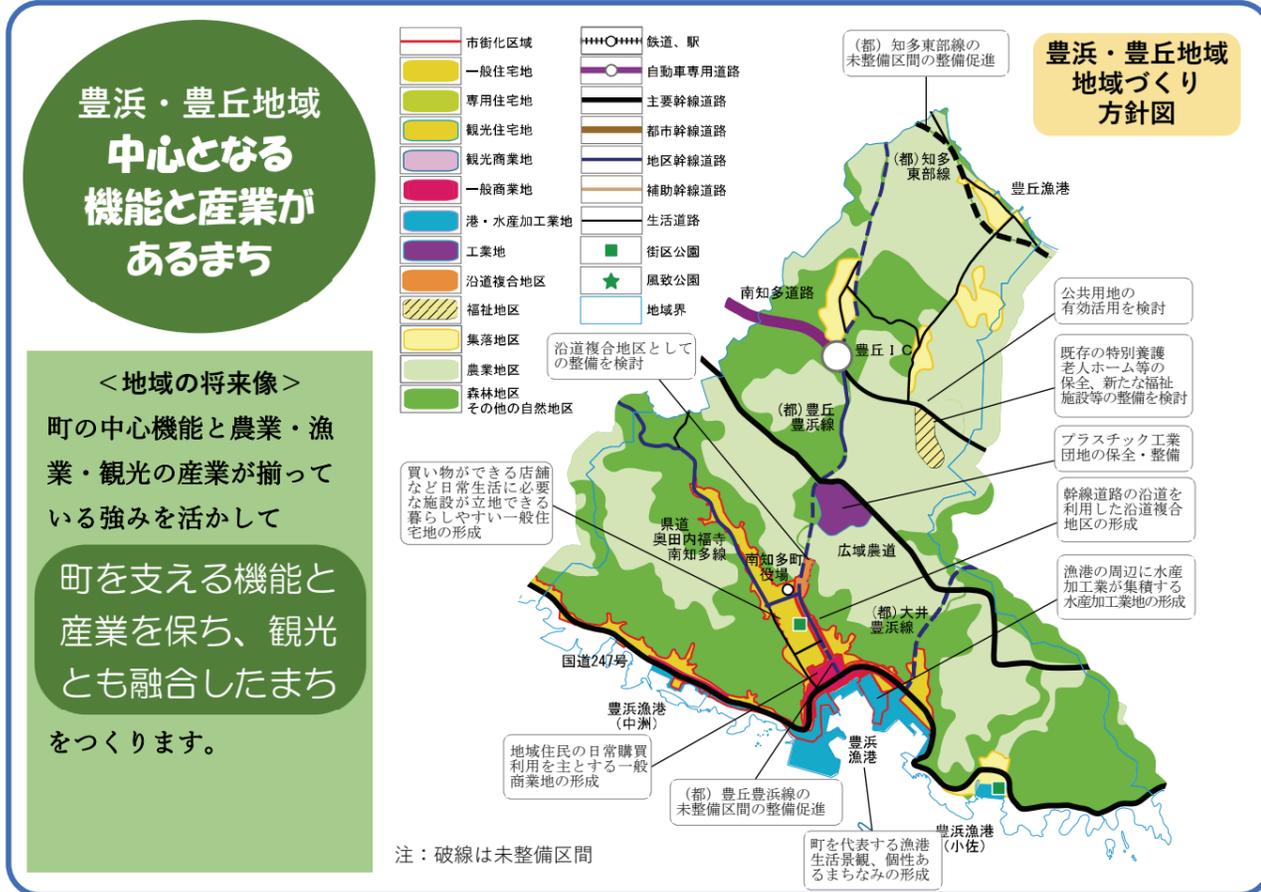
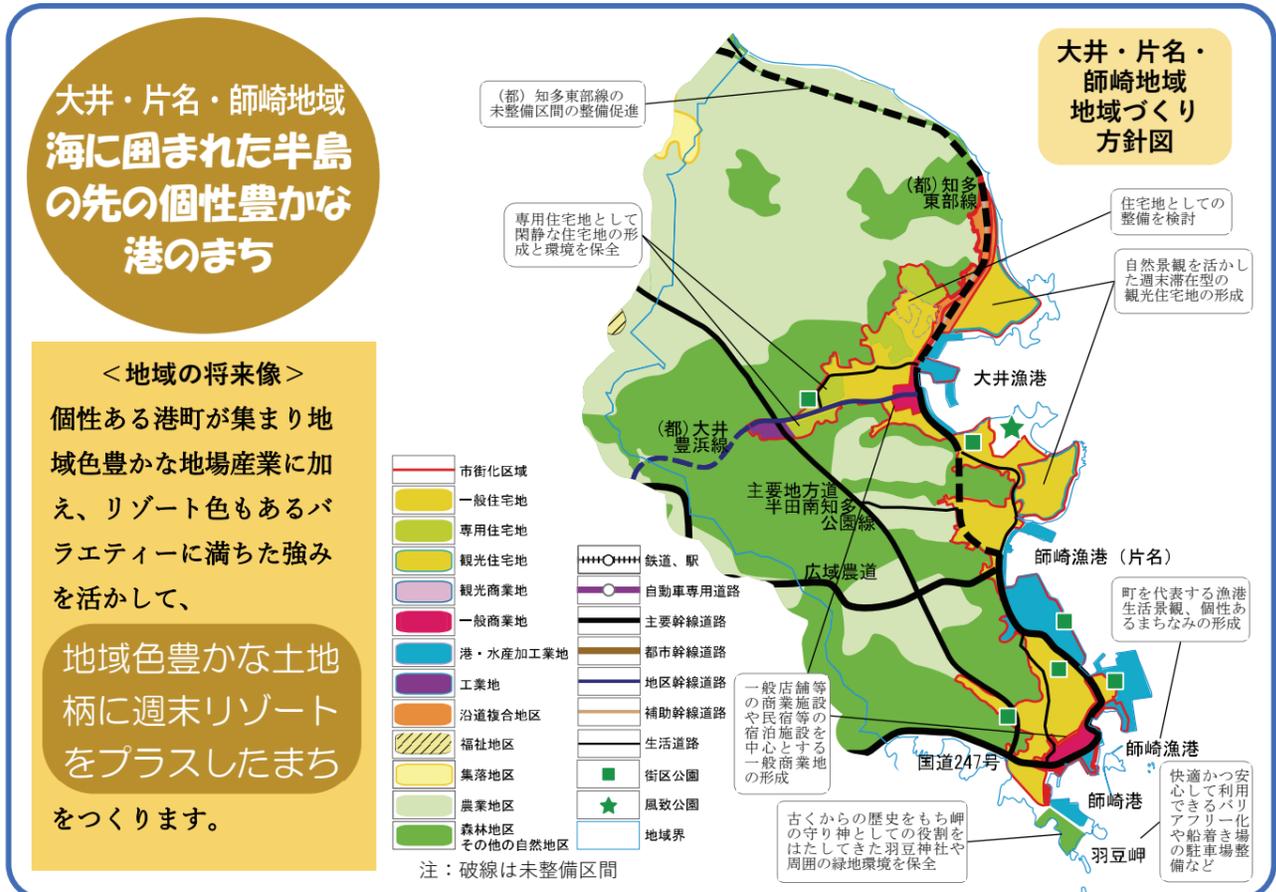
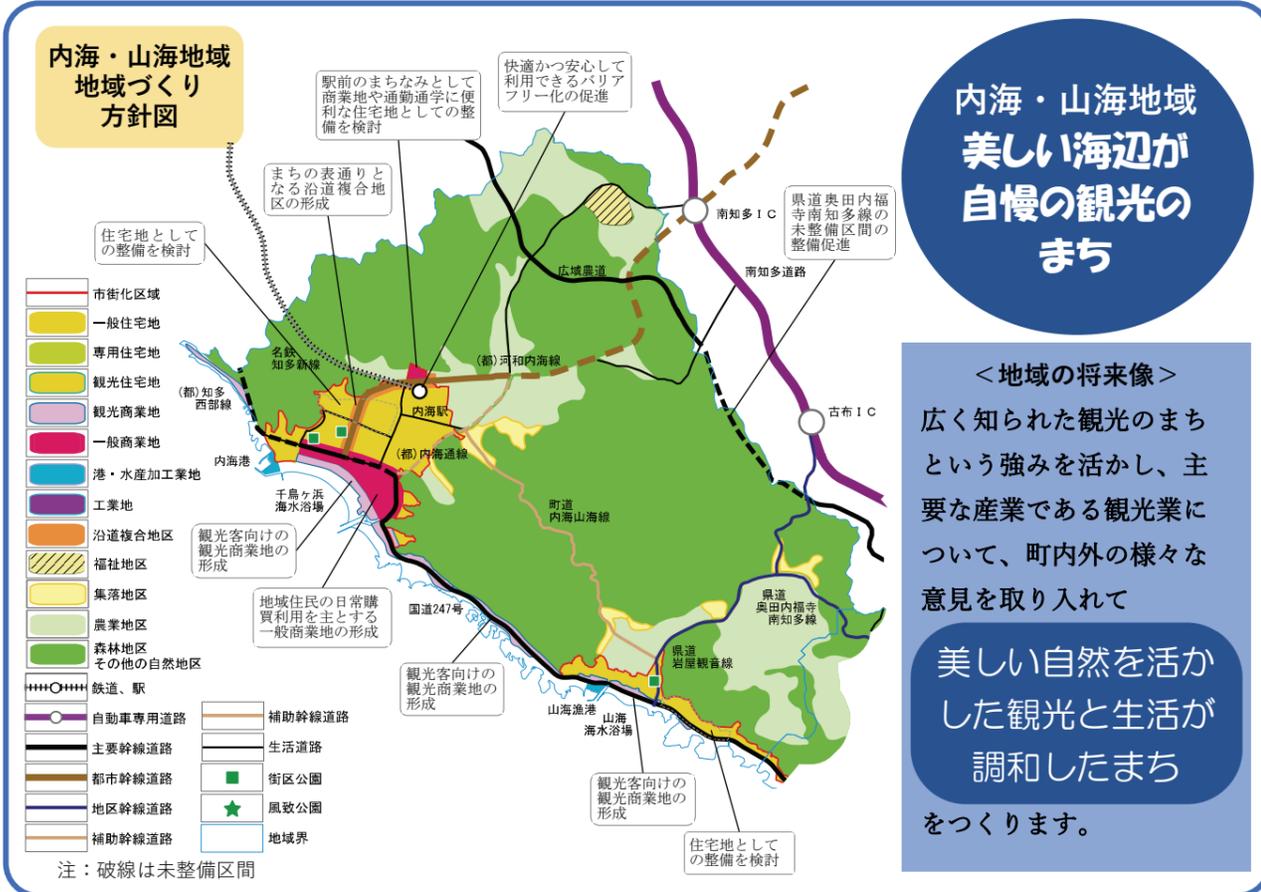
## 環境・景観の方針

地球規模の環境変化が課題となっており、自然環境の保全とともに、風力や太陽光などの再生可能エネルギーの活用など、環境負荷の小さな都市づくりを目指します。また、自然を観光資源とする観光地として、良好な景観の保全や形成が重要であるため、自然景観、歴史景観、生活景観などの保全や形成を図ります。

## 【目標3】安心して持続可能なまちづくり

## 都市防災の方針

本町は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されるなど、大規模地震による被害が危惧されており、災害発生時における防災対策の充実が課題となっています。本町が策定する「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」「津波避難計画」等の計画による的確な防災対策を進めます。また、「耐震改修促進計画」により、避難路沿道等の建築物等の倒壊を防ぐため、建築物及び住宅の耐震化を進めます。木造家屋の密集市街地における火災に対しては、公園や緑地の有効活用、空き家や空き地等のオープンスペース化による延焼防止を図っていきます。津波や土砂崩れ等、災害時の危険性が高い区域内から、住宅や工場を誘導するための方策等を検討します。



# 計画の推進方策

都市計画マスタープランに掲げる将来都市像を実現していくために、以下の方策の推進を図ります。

## 町民との協働によるまちづくり

- 将来都市像の実現のためには、町民・各種団体や事業者、行政等の多様な主体が連携し、目標を共有して、各主体の特性を活かした適切な役割分担のもとに協力し合う「協働」によるまちづくりの推進が必要です。
- そのために、町の広報やホームページを使ってまちづくりに関する情報発信を進めていきます。町からの情報発信のほか、町内組織・団体等から町内外に向けた情報発信も加え、幅広い展開を目指します。
- まちづくりの活動主体については、自治会組織である区やまちづくり協議会注 等地域住民との連携を図りながら進めます。

## 進捗状況の管理と適切な見直し

- 本町の最上位計画である第7次南知多町総合計画が掲げる管理指標及び関連する個別計画の管理指標を用いて進捗状況の把握に努め、上位計画等に大きな変更が生じた場合や社会情勢の変化等に伴い新たな課題や町民ニーズへの対応が必要となった場合には、本計画の見直しを行います。

## 市街地の再編に向けた検討

- 町では、人口減少に伴う市街地の低密度化への対応が求められています。また、地震による津波被害想定で海岸部の市街地に被害が想定されています。
- 町はいくつもの漁港を中心に限られた平地にコンパクトにまちがつけられてきた歴史があり、町の土地利用の原型になっています。広い平地に市街地を形成するまちとは基本的に都市構造が異なっています。漁港を中心としたまちのひとつひとつが生活単位であるため、どれかをなくしたりすることは生活ができなくなることを意味しています。また、縮小するにしてもひとつひとつの単位が小さすぎ、エリアの再編が困難です。さらに、海の近くに住むことで町民の生活が成り立っており、離れた場所を生活の場とすることは困難です。
- こうしたことから、本計画で示した「市街地の低・未利用地の活用」「津波被害に対する移転・誘導に関する方策」について、町固有の実情を踏まえた市街地再編の方策を検討し、町民の合意形成を図りながら検討を進めていくものとします。

# 策定の経緯

令和元年	8月9日	住民アンケート調査の実施	8月9日～8月30日 ・18歳以上の住民 1,200人
	12月11日	第1回作業部会	・都市計画マスタープランの概要(案)、都市の特性と課題(案)、都市の将来像(案)の協議
令和2年	1月24日	第2回作業部会	・都市計画マスタープランの概要、都市の特性と課題、都市の将来像、地域別都市づくりの方針の協議
	2月18日	第1回策定委員会	・都市計画マスタープランの概要、都市の特性と課題、都市の将来像、地域別都市づくりの方針の協議
	6月9日	青年事業者との意見交換	6月9日～7月30日 ・商工会、漁協、農協の青年部等若手事業者との意見交換会・アンケートの実施
	8月4日	第1回都市計画審議会	・都市計画マスタープランの策定について中間報告
	8月17日	第3回作業部会	・都市の現況と課題、全体構想について確認 ・地域別構想、計画の推進方策について協議
	9月23日	第2回策定委員会	・改定の経緯と今後のスケジュールについて ・都市の現況と課題、全体構想について確認 ・地域別構想、計画の推進方策について協議
	10月12日	第2回都市計画審議会	・都市計画マスタープラン(案)の中間報告
	10月21日	パブリックコメントの実施	10月21日～11月11日
	11月18日	第4回作業部会	・パブリックコメントの結果について ・都市計画マスタープラン(案)について協議
	12月18日	第3回策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・都市計画マスタープラン(案)について最終協議
令和3年	12月24日	マスタープラン(案)の報告	・策定委員会より町長へ報告
	12月24日	マスタープランの諮問	・町長より都市計画審議会へ諮問
	1月26日	第3回都市計画審議会	・都市計画マスタープラン(案)の答申
	2月24日	議会全員協議会	・都市計画マスタープランの報告
	4月1日	都市計画マスタープランの公表	

**南知多町都市計画マスタープラン  
概要版  
2021年3月**

発行 南知多町  
編集 建設経済部 建設課  
〒470-3495

知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地  
TEL : 0569-65-0711 (代表)  
URL : <https://www.town.minamichita.lg.jp/>